

# 平成20年度 事業計画

財団法人 日本健康・栄養食品協会

## 平成 20 年度事業計画基本方針

1. 健康食品の安全性に関する事業
  - (1) 安全性第三者認証制度の構築検討
  - (2) New JHFA 制度の構築及び運用の検討
  - (3) 新規格基
2. GMP 認定事業の推進
3. 新たな食品保健指導士認定事業の実施
4. トクホ制度活性化のための行政との連携及び会員支援の強化
5. 特別用途食品制度の推進のための行政との連携及び会員の支援
6. 公益法人制度改革に対する検討

# 平成20年度 事業計画

総務部

## 概要

総務部にあつては、理事会、評議員会等の運営、各部の事業実施支援及び講習会・普及啓発セミナー等の開催、協会ニュース、普及啓発ツールの発行、ホームページの管理、協会ビル1階展示ルームの運営について統括する。

広報活動の一環としては、協会の主要事業である JHFA マーク表示許可認定事業、健康補助食品 GMP 認定事業の認知度の向上、国内外における理解の普及、イメージアップに向けて効果的・効率的な広報活動を展開していく。また特定保健用食品や特別用途食品についても同じく普及啓発に努める。パブリシティの改善・強化によってマスコミとの信頼関係を保ちつつ協会職員と会員、協会関連団体、消費者、地域社会、国際社会、行政などとの関わり合いの中で、良好な関係を築き、維持していくことに勤める。

## 事業計画

### 1. 会議関係事業

- (1) 理事会の企画及び運営
- (2) 常任理事会の企画及び運営
- (3) 評議員会の企画及び運営
- (4) 学術委員会の企画及び運営
- (5) 企画運営委員会の企画及び運営
- (6) 公益法人制度改革検討会の運営

### 2. 普及啓発事業

- (1) 講習会、セミナー等の開催
  - ① 会員・協会間の交流会の開催
  - ② 健康補助食品相談室の運営
  - ③ 1階展示ルームの運営
- (2) 新春賀詞交歓会の開催
- (3) 協会ニュースの発行
- (4) 会員名簿の作成
- (5) 協会案内、各種パンフレット等の作成・配布

### 3. 情報の収集・提供

- (1) インターネットによる国内外の情報提供
  - ① マスコミ各社などに送るプレスリリース発信
  - ② ホームページ管理、目次（コンテンツ）の充実
- (2) 国際会議への参加及び情報提供
  - ① コーデックス会議等への参加

- ②海外からのEメール、訪問者対応
- (3) 外国関係機関との情報提供

#### 4. 展示会出展事業

各種展示会出展事業への参画

- ・ ifia Japan 2008
- ・ 食品開発展 2008
- ・ ナチュラル EXPO 2008
- ・ 健康博覧会 2009

#### 5. 広報関係事業

- (1) 一般誌、雑誌、専門誌の情報提供・情報収集
- (2) 市場動向調査による情報提供
- (3) 印刷物管理
- (4) 図書管理（協会図書室）
- (5) 非会員宛入会資料の送付・配布

#### 6. 関係行政機関及び諸団体との連絡・調整

## 概要

一昨年度後半より、健康食品による安全性問題が取りざたされ、市場動向が伸張から減退へ急激に変化した。昨年秋頃から回復の兆しはあるが、厚生労働省による安全性確保のための諸施策検討が進められており、業界負担が一層増すものと考えられる。

一方、JHFA マーク表示許可事業は、一定の成果を収めているものの、表示品の減少が継続しており、新たな魅力を備えた事業に切り替える時点にきているものと考えられる。平成 20 年度は、安全性をはじめとした品質確保システムの構築が大きな課題であり、安全性評価及び GMP 体制による製造などを組み入れた New JHFA 構想の確立と早期実施を計画している。健康食品を取り巻く状況は、以下の通りである。

### 1. 平成 19 年度の状況

安全性確保システムの構築検討および表示に関する行政の規制強化により、将来の健康関連表示に向けての希望的観測と業界負担増大の懸念とが交錯する一年であったともいえる。

厚生労働省の指導により、当協会によるコエンザイム Q10 販売後調査による健康被害状況把握を進め中間報告を行った。また、「いわゆる 4. 13 事務連絡」に対する業界対応にかなりのエネルギーを注ぐことになった。更に、新素材の枯渇もあって画期的な新製品の登場が見られなかったことから、市場の低迷が続いた。

他方、超党派議員連盟「健康食品問題研究会」、「食品機能表示研究会」、「健康食品の表示問題を考える『エグゼクティブ会議』」等が発足し、健康食品の問題解決に前向きな動きも見られた。

### 2. 平成 20 年度の動向予測

行政により安全性確保のためのガイドラインが示され安全性評価及び GMP の推進が図られると共に、米国「サプリメント及び OTC 薬消費者保護法」による有害事象の報告の義務化及び日本における「コエンザイム Q10 の販売後調査」の中間報告を受けて、健康食品の有用性の検証と健康被害把握の必要性が問われるものと考えられる。

市場は新政策・新素材・国際動向等の強い刺激を受けない限り低迷が続くものと予想され、平成 20 年度の JHFA マーク表示許可制度の運用にも影響を及ぼすものと考えられる。

一方、特定健診制度の運用開始により、国民の保健推進のために食品機能の利用が意識される可能性もあり、健康食品の安全性を初めとする品質確保の業界努力が問われるものと考えられる。

以上の状況から、平成 20 年度の新たな事業として、健康食品の安全性担保のための第三者認証制度構築の検討と、JHFA マーク表示許可に関わる新たな認証事業の検討と運用を開始したい。尚、これらの制度構築は、前年に引き続き CRM (Customer Relationship Management) の精神で当たりたい。

## 事業計画

### 1. 新規事業

- (1) 国が示す安全性確保の為の評価システムに則り、安全性第三者認証制度の構築  
検討
- (2) 「New JHFA」制度の構築検討
- (3) (1)、(2) を踏まえた「第三者認証」制度の運用開始

(4) 新規規格基準の検討

2. 継続事業

(1) GMP 認定事業推進のための体制強化

- ①製造所認定数及び製品表示数の増加推進
- ②GMP 認定製造所等のシステム向上のための支援事業の強化
- ③「GMP ガイドライン」の見直し

(2) コエンザイム Q10 の安全性評価

(3) 通常業務の見直し

- ①JHFA マーク表示許可審査および許可後業務の簡素化
- ②健康補助食品 GMP 製造所認定審査および認定後フォローアップ

(4) JHFA マークおよび GMP の新しい普及啓発

- ①消費者用の健康食品 Q&A 集の刊行
- ②ホームページ製品紹介欄の充実
- ③展示ルームの有効活用
- ④当協会 GMP 認定製造所の見学会

(5) 通常業務

- ①JHFA マーク表示許可審査および許可後のフォローアップ
- ②健康補助食品 GMP 製造所認定審査および認定後のフォローアップ

1. 新規事業

(1) 安全性第三者認証制度の構築検討

本事業は、平成 19 年度の事業計画の柱に考えていたが、国の検討会の状況を勘案し平成 20 年度の事業計画に繰り越すこととした。

厚生労働省が示す安全性評価ガイドラインに則り、国の指導を得て「原材料」及び「製品（いわゆる健康食品）」の安全性を協会が評価する第三者認証制度について検討する。

「原材料安全性認証」は、原料供給企業の安全性確保に寄与すると共に、製品の安全性担保のための基礎になるもので、今後の原料規格や原料 GMP の作成の足がかりになる重要な事業になると考えられる。

「製品（いわゆる健康食品）安全性認証」は、現行 JHFA とは異なり製品の安全性に的を絞った評価認証制度である。この制度の要件として GMP 認定製造所で製造されたものに限定することも考慮する。

尚、これらの認証取得は、会員・非会員に関わらず受けることができこととしたい（会員の優遇措置は考慮する）。

制度構築検討は、「JHFA 安全性評価運用検討委員会（仮称）」を新設して行いたい。【JHFA 安全性評価運用検討委員会（新設、仮称）：6 名×3 回】

(2) 「New JHFA」制度の構築検討

現行「JHFA」は発足 20 年を超え、その価値に変化が見られ、イメージ的に安全性確保の観点からも時代のニーズにマッチしたものの感が薄い。

この度の国による安全性確保システムの考え方を導入し、新しい価値をもった「New JHFA」を立ち上げ、社会的ニーズに適った健康食品の提供を図りたい。

(3) 「New JHFA 制度」の運用検討

現行の「JHFA」、「GMP 製品表示」に加え、「原材料安全性認証」、「製品（いわゆる健康食品）安全性認証」を含めて「New JHFA 制度」として運用することを考慮中である。

これら新カテゴリー（「原材料安全性認証」、「製品（いわゆる健康食品）安全性認証」）の審査については、「JHFA 安全性評価委員会」を新設して審査を行い、従来の「JHFA マーク表示」及び「GMP 製品表示」については、従来通り「適否審査委員会」及び「GMP 製品表示審査会」で審査したいと考えている。

尚、新カテゴリーの安全性認証については、マーク表示料徴収及び定期報告の割合等の簡素合理化を考慮したい。

運用方法等の規則は、会員企業の代表者を含めた「New JHFA 検討委員会（新設：仮称）」で検討を行う。本制度の運用に当たっては、厚生労働省の積極的支援を求めると共に、生協、コープ等を含めた主力流通とのタイアップなども検討したい。

【New JHFA 検討委員会（新設、仮称）：8名×5回】

#### (4) 新規格基準の検討

ラクトフェリンの規格基準作成のための専門部会を立ち上げる予定である。この他に規格基準作成の要望も出ており、2～3の専門部会の作業開始が予想される。

【専門部会：10名×5回×2部会】

## 2. 継続事業

### (1) GMP 認定事業推進のための体制強化

#### ① 製造所認定数及び製品表示数の増加推進

昨年度は、市場状況の停滞により GMP 認定・承認取得のための申請件数が予定を下回った。特に製造所認定については、国による検討会での GMP への期待が高いこと、この1年で各製造所の認定準備が進んでいることから、本年度は申請数が増えるものと考えられる。又、製品表示についても、関心が高まりつつあり、申請数が増加するものと期待される。

10 製造所及び 15 製品を目標に、日常業務、チラシ、講習会、工場見学会、保健所との連携等のあらゆる機会を活用して普及啓発を行う。

【GMP 判定委員会：5名×6回、調査員意見交換会：15名×1回】

#### ② GMP 認定製造所等のシステム向上のための支援事業の強化

昨年は、集中実践講座、工場見学会を催し、一定の成果を収めた。本年度も同様の事業を計画すると共に、経営者を対象にした GMP セミナーを実施し、GMP 推進の環境強化を行うとともに、深い専門知識の習得のための講習会を開催する予定である。

又、昨年開始したコンサルタント事業の推進について、積極的に企業勧誘を図りたい。

【集中実践講座 3 回、経営者向けセミナー 2 回、工場見学会 1 回】

#### ③ 「GMP ガイドライン」の見直し

一昨年改定を行ったが、企業の GMP への理解を高めるために、主として実践面で役立つガイドラインの解説追加等を行う必要がある。調査員の協力を得て解説の内容検討を行い、出版物として完成させたい。

【GMP ガイドライン見直し検討会：6名×3回】

### (2) コエンザイム Q10 の安全性評価

食品安全委員会における安全性評価を踏まえ、厚生労働省が企業責任の下で販売後調査を実施する旨の指導を行ったのを受け、協会では企業が収集する情報を把握し協会としての安全性評価を行うべく、協会による販売後調査を昨年開始し約 2,000 例について中間報告を行った。

当初は 2～3 年で最終報告をまとめる予定であったが、予想以上の参加企業と収集アンケートが集まり、調査が順調に推移していることから、本年度中で大方の調査が終了できるものと予測される。本年度は、最終報告のためのデータ解析及び「販売後調査評価委員会」において専門家による調査結果の評価を行うとともに、報告書の論文化と学術誌等への掲載も考慮中である。

【販売後調査評価委員会：5 名×3 回】

### (3) 通常業務の見直し

#### ①JHFA マーク表示許可審査および許可後業務の簡素化

会員数および JHFA マーク表示許可品数の増加努力、JHFA マーク表示許可等に関する通常業務は、従来どおり下記の通り実施する。

- ・入会勧誘。【目標：20 社】
- ・会員への JHFA マーク取得の勧誘強化（会員訪問【目標 10 社】）による表示許可申請数維持。  
【目標：30 品目】
- ・学術委員会【2 回】、規格基準検討委員会【2 回】、適否審査委員会【5 回】等の運用。
- ・審査・試験検査の的確且つ迅速な運用（指定分析機関との連携強化）。
- ・健康食品講習会開催。【2 回】
- ・問題商品に対する指導（クレーム対応）。

尚、前述の「New JHFA」制度の発足に伴い、現行「JHFA」制度についても、申請資料内容・審査方法・定期報告・変更届等の簡素化も検討したい。

#### ②健康補助食品 GMP 製造所認定審査および認定後のフォローアップ

3 年間の認定事業の経験から、調査及び審査は順調に進んでいる。今後は、安全性確保の意味でも中間調査及び更新申請等の認定後のフォローアップが重要になる。従って、更新申請後の判定委員会と調査員との連携及び監視指導体制の整備と強化を検討したい。

尚、以上の事業を推進するために、従来通り健康食品講習会、企業訪問等により、会員との触れ合いを重視するとともに、企画運営委員会、食品保健指導士との連携も強化したい。

### (4) JHFA マークおよび GMP の新しい普及啓発

#### ①消費者用の健康食品 Q&A 集の刊行

昨年度からの懸案事項で、食品保健指導士の有志により編集を開始している。学識者による編纂指導及び厚生労働省によるチェックにより内容を充実させ、今秋には刊行したい。

【Q&A 制作会議：食品保健指導士 10 名×5 回、学識者 3 名×2 回】

本刊行物は、消費者の健康補助食品選択・使用に役立つだけでなく、食品保健指導士等アドバイザースタッフのバイブル的な活用も可能であり、JHFA マークの普及にも役立つものとしたい。

#### ②ホームページ製品紹介欄の充実

2004 年以来、JHFA 商品ガイドブックの発刊を中止しており、これに代わる情報伝達手段が強く求められている。現在のホームページによる JHFA 商品の紹介欄について、写真掲載数の増加、容易な検索方式採用など充実させ、その普及に努めたい。

#### ③展示ルームの有効活用

食品保健指導士の従事により運用しているが、特段の催しもなく折角のスペースが活用されていない。食品保健指導士を核にして、有効活用策を模索し実施してゆきたい。【セミナーなど 3 回】

④当協会 GMP 認定製造所の見学会

消費者・流通に係る者等への GMP に対する理解を深めるために、当協会認定製造所の見学会を実施したい。

併せて、JHFA マークの普及に関する企画も加え、当協会事業への理解促進と関心を高めることを図る。

(5) 通常業務

①JHFA マーク表示許可審査および許可後のフォローアップ

②健康補助食品 GMP 製造所認定審査および認定後のフォローアップ

## 概要

「特定保健用食品制度」については、平成17年2月1日付医薬食品局長通知「健康食品に係る制度の見直しについて」によって、「条件付き特定保健用食品」など3種類の特保が導入されて3年経過したところである。

平成20年3月11日現在までに新特保として許可された商品は再許可等特保220品目、規格基準型特保18品目、条件付き特保1品目である。

また、特定保健用食品の許可状況は764品目（20.3.11現在）、市場規模は平成19年12月協会調査では6,798億円（対前回499億円、7.9%増、同期間の許可品目数255件32.5%増）となっており、品目の伸びに比べて金額の伸びが穏やかになっているといえる。

このような状況を踏まえて、平成20年度の特定保健用食品部の事業は下記の点に重点を置いて活動する。

1. 新しい制度による品目の増加を目指して、規格基準型特保、疾病リスク低減表示特保等による「保健の用途」の拡大に資するための環境整備を図る。（技術部会活動の中で規格基準型特保拡大のための新たな規格の検討など）
2. 普及啓発の中心である特定保健用食品講習会の内容のバラエティ化（産官学の専門家による講演）と消費者、栄養士等を対象とした出張セミナーの積極的な開催
3. 学術支援活動の充実化（保健の用途拡大のための専門家による講演の充実化、学術専門委員の積極的活用）

## 事業計画

1. 特保制度等に関する知識の理解促進と申請支援活動の充実

(1) 制度・申請等に関する一般的知識の向上、審査状況等の把握・伝達

①特定保健用食品講習会等の開催（4回/年）

「条件付き特保」など新しい制度の導入後3年が経過したが、平成20年度は引き続き制度全般に関する知識の習得をはじめ、審査の状況の把握、行政方針、審査基準の変更等を的確に伝達するとともに、申請企業の開発体験談も加え、審査申請資料の完成度を高める一助とする。

なお、学術的なテーマについては、新しい機能を持った素材が多数出現する中で、特保に関連する新素材、新保健の用途、知見等の情報にも注目し、より有用性の高い特保の開発を支援するために毎回組み入れることとする。

(2) 特保商品の効率的開発の推進と審査申請資料の充実

①個別の開発相談（面談/電話/FAX/メール）

開発相談については、最近の傾向として特に企画開発に関する相談が増加していることを踏まえて、行政サイドの情報入手・フィードバックの迅速化により、特保申請資料の作成等に関する具体的な要領についての知識を広げ、企画の早い段階からの効率のよい開発の支援を図っていく。

②学術専門委員による申請支援の充実化

開発・申請の段階において、専門的なアドバイスを受けて迅速且つ確実に表示許可を得られるように支援を頂いている。

一方、特保表示許可取得を目指して特保部会員として最近3ヵ年平均5社以上が入会しており、このような企業の製品開発の種々の段階（例えば、安全性試験、品質管理、ヒト試験等々含め）での相談に応じることを前提として、この学術支援活動の充実化を図る。

### ③模擬ヒアリングの実施（4回/年）

申請締め切りの時期に併せて、審査申請資料作成の要領について理解を深め、担当官審査への事前対応を充実させる。

## 2. 厚生労働省等行政当局との連携強化

条件付き特保等の新制度の普及・定着のため協会として行政当局と連携して会員企業、及び消費者を対象とした情報の収集・普及のための環境整備に努めたい。そのためには次の点に着目して活動をする。

(1) 行政当局の普及・啓発活動への協力（制度の解説等のための当局の講習会開催の支援）

(2) 行政当局の担当者の特保部技術部会・流通部会会員との協議打合せの定期化（制度、審査基準等の疑義解釈等の協議など）

## 3. ヒト試験に係る事業の推進

(1) 食品ヒト試験倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）の運営

倫理委員会については、ヒト試験の実施にあたって委員会の設置がない企業の要請に基づき開催し、特保等のヒト試験が倫理的な配慮及び科学的妥当性が確保されるよう努める。

(2) 健康・栄養食品CRO連絡会の運営支援

本連絡会は発足（平成15年8月）から4年を経過し、現在8社・大学（正会員4社、準会員3社、特別会員1大学）から成り立っている。この間「食品のヒト試験に関する信頼性基準」の制定（平成16年）と講習会・セミナー・研修会の開催など、その活動が軌道に乗ってきたが、今年度はさらに会員の増員とともに活動の活性化を支援する。

（注）CRO（Contract Research organization）＝開発業務受託機関

## 4. 部会活動の継続と行政との連携

技術部会では、「保健の用途」の拡大に向けた活動、特保制度全般の問題点検討と新たな規格基準型特保の導入に向けた規格案の作成、安全性全般の問題点検討を中心に活動を進める。これに対し、昨年度は海外情報（EU強調表示規則）の翻訳を製本化し、また活動結果を「特定保健用食品のあり方8」として取り纏めた。

一方、新制度の下での審査の進行に伴い、疑問点、問題点等については当局と随時十分な協議を行うなど連携強化を図り、Q&A集等を作成していきたい。

## 5. 普及啓発活動の継続

(1) 「出張セミナー」「学生セミナー」

一般消費者や、地域の管理栄養士等のオピニオンリーダーを対象とした特保活用など普及啓発活動の強化を図るため、流通部会を中心とした「出張セミナー」及び、栄養専門学校生を対象に協会1階展示ルームでの「学生セミナー」を引き続き実施する。

(2) 展示会・学会出展

特保に対する専門家、企業担当者等の理解度を深めるため、普及啓発活動として食品開発展2008（10月開催）、栄養関係学会等に特定保健用食品を出展する。

#### 6. 出版物の充実

- (1) 「トクホごあんない2009年版」作成
- (2) 「特定保健用食品のあり方9」の作成
- (3) 「健康強調表示・栄養強調表示規則 EU, アジア版」の作成

## 概要

1. 昭和48年以来大幅な改正がなかった特別用途食品制度の見直しのため、「特別用途食品制度のあり方に関する検討会」が昨年度後半から開催されている。検討の中心は病者用食品であり、これらの制度を時代の要請に合わせた制度とするため、今年度も引き続き検討が加えられ、6月を目途に最終報告がとりまとめられる予定である。
2. 平成19年度の学術誌「健康・栄養食品研究」の発行は、第9巻第3／4号（5月）と第10巻第1号（8月）、第2号（2月）、第3／4号（3月）であった。掲載の論文総数は11報、総説1報、研究ノート1報、最新情報3報である。
3. 「メディカルフーズ（仮称）研究会」は平成17年12月21日に「医療用栄養食品（案）」に係わる制度の導入（「病者用食品」に係わる今後の制度のあり方について）（提言－その2）」をまとめて、平成18年1月に厚生労働省や会員等関係者に配布した。その内容が当局に高く評価されており、平成19年12月開催の第2回「特別用途食品制度のあり方に関する検討会」のヒアリングで意見陳述を行った。

## 事業計画

### 1. 学術誌「健康・栄養食品研究」の発行

学術誌は第10巻から内容の充実を図り、総説、内外の最新情報、新規素材の記事等の掲載を始めた。今年度は第11巻出版を予定している。

CRO（食品ヒト試験受託機関）各社に働きかけを行ない当協会の学術誌への投稿論文数の増加を目指すと共に、論文の審査にあたっては事務局段階の早い対応、査読（レフェリー）作業の日数の短縮、統計専門家による解析の確認作業、論文検討委員会の効率的運営、等によって論文の質の向上を図りたい。さらに、学術誌のよりいっそう内容の充実を図り、読者にとって利用価値の高い誌面作りを進める予定である。

### 2. 学術論文セミナー「食品ヒト試験の計画・論文の書き方」と統計講習会の開催

会員各社が食品ヒト試験を計画、実施して論文を書き上げるには相当高いハードルが存在する。ヒト試験そのものはCRO（食品ヒト試験受託機関）に委託するとしても、計画段階やヒト試験を委託する際のポイント、更に論文を書き上げる場合の注意点などについて学術セミナー「食品ヒト試験の計画・論文の書き方」を昨年に引き続き開催したい。時期としては3月頃を予定している。

また、統計解析の手法や評価の方法に関して的確且つ系統的な専門的知識を修得できるよう、統計に関する講習会を開催する。1講座、26名を限度として開催する。1講座は4週（1回：4時間）計16時間。開催時期は9月頃を予定している。参加希望者が多い場合（26名以上）は2回に分けて開催する。

### 3. 「メディカルフーズ（仮称）研究会」の活動支援

「メディカルフーズ（仮称）研究会」を、平成15年12月に立ち上げて以来、医療用栄養食品に係わる制度の検討を進めてきたところである。平成20年3月までに49回開催した。今後は、「特別用途食品制度のあり方に関する検討会」の検討内容に即した活動を引き

続き進めていきたい。

#### 4. 特別用途食品、栄養機能食品、栄養表示基準等の普及啓発

栄養食品部に係わる出版物は下記の3点がある。平成19年度には下記の出版物のうち、③「特別用途食品表示許可一覧表」を出版した。今後予定されている特別用途食品制度の見直しに向け、①「特別用途食品申請の手引き」の改訂を予定している。

- ① 特別用途食品申請の手引き
- ② 食品の栄養表示基準制度
- ③ 特別用途食品表示許可一覧表

これらの出版物の発行と共に、最近増加の傾向にある特別用途食品の相談業務を適切に果たしていきたい。

#### 5. 厚生労働省新開発食品保健対策室との協力

平成19年度は対策室からの依頼により協会会員に対し、前出の特別用途食品の市場規模調査を行った。

特別用途食品、栄養表示基準そして栄養機能食品等に関する行政の諸施策が会員会社へ及ぼす影響は大きく、日頃より対策室との情報交換と意思疎通を心がけて日々の業務を実行していくよう心がけたい。

## 概要

### 1. 食品保健指導士の養成に係る事業

平成13年3月に、平成12年度厚生科学特別研究事業の総括研究報告書「保健機能食品に係る指導・相談専門家の育成及び指導・相談体制の整備のあり方に関する調査研究」が、細谷前理事長を主任研究者とする研究班から厚生労働省へ提出された。厚生労働省はこの研究報告書を基に、平成14年2月、「保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方について」と題する薬事・食品衛生審議会新開発食品調査部会の意見報告書を公表した。この報告書は、保健機能食品等について、消費者が正しい選択ができるように正しい情報を提供し、また消費者からの相談に対して適切な助言・指導ができる専門家（アドバイザースタッフ）が置かれることが重要であるとの見解を示し、アドバイザースタッフが習得すべき知識及び養成方法について提言している。

当協会は、厚生労働省へ示したものを具現化し、保健機能食品等に係る一般消費者等に対する優れたアドバイザースタッフの養成を目的とする食品保健指導士養成講習会を平成13年10月から実施しており、これまでに、22回の食品保健指導士養成講習会と11回の修了評価認定試験を実施しており、813名に「食品保健指導士」の認定資格を授与してきた。

### 2. 食品保健指導士の活動支援に係る事業

食品保健指導士は、全国各地域において、その地域の消費者、事業者等の良きアドバイザースタッフとして活動することが期待されていて、平成14年8月に実施した第1回認定試験以来813名の食品保健指導士が誕生しているが、残念ながら依然として「食品保健指導士」は十分に一般に認識される存在とはなっていない。したがって、現状では食品保健指導士が個々に社会的な活動の場を自ら造り出すことは困難な状況であり、当協会が、食品保健指導士の活動を支援することにより、食品保健指導士の一般消費者に対する助言・指導や、講演活動を通じて、社会的認知度が高まるよう努めている。

このため、当協会は、公的機関等が行う消費者向け講習会・展示会等の保健機能食品等の普及・啓発・学習事業に協力し、食品保健指導士が積極的に講師・指導員等として活躍できる場を提供している。更に毎月食品保健指導士に対し、行政・健康食品関連業界動向等についての最新の情報資料を継続的に送付している。また食品保健指導士間の連携・情報交換を図る場として平成15年4月に発足した食品保健指導士会の活動を積極的に支援している。指導士会は、総会や春期・秋期講習会、地区勉強会の開催、「指導士会会報」の発行を継続的に行っている。なお指導士会は平成19年6月に正式名称を「日本食品保健指導士会」と改称した。

## 事業計画

平成20年度より、受講者にとってより充実した受講し易いかたちへと養成講習会の開催形態の変更を行い、受講者の増加を図りたい。

1. 今までの養成講習会のカリキュラムの内、食品保健指導士にとって必須な科目を統合整理したものに、新たに食品関連企業の現場に必要な内容を加え、20科目（27.5時間）の4日間コースとして実施する。カリキュラム内容は以下のとおり。

- (1) オリエンテーション

- ・ 健康食品とは？ 科学の側から
- ・ 健康食品とは？ 法規制の側から

## (2) 食品保健の科学

- ・ 食品成分の機能性、有用性
- ・ 健康増進、免疫能の獲得と健康食品の活用
- ・ 栄養状態の評価、判定（健康及び疾病時）
- ・ 栄養パラメーターによる評価、判定、食事摂取基準と栄養補給
- ・ 臨床・病態栄養学（生活習慣病を中心に）
- ・ 栄養の質的评价（利用効率）、体内代謝

## (3) 食品保健関係法規

- ・ 食品保健指導士にとって必要な関係法令の基礎知識
  - ①（食品衛生法、健康増進法、薬事法、J A S 法）
  - ②（食品衛生管理、製造・品質管理、食中毒発生防止）
  - ③（消費者基本法、契約法、景表法、特商法、PL 法）

## (4) 食品保健のリスクアナリシス

- ・ リスク・アナリシスによる食品の安全性確保
- ・ リスク・コミュニケーションの理論と実際
- ・ 健康食品の主要な成分と安全性

## (5) 食品保健指導の実際

- ・ 食品の健康強調表示と科学的論拠
- ・ 加工食品の表示、栄養成分の表示
- ・ 健康食品の企画、開発、コミュニケーション
- ・ 生活習慣病予備軍における栄養補給と健康食品の活用
- ・ 保健機能食品（栄養機能食品）、特別用途食品の活用
- ・ 食品保健の概念と、健康増進への健康食品の活用
- ・ 健康食品の製造プロセス・管理

2. 今までの養成講習会の平成13年以前に作られた旧カリキュラムは、こういった内容が当時の関連分野の大学等においてもほとんど扱われていなかったとの状況から、総合的且つ内容も詳しい科目構成になっており、基礎から学べた総合的な講習会であったが、新カリキュラムでは、大学等教育機関でのこうした分野の充実や、種々の関係分野の書籍が出されているという状況から、食品保健指導士にとって必須な基本科目主体の構成となり、その他の周辺科目は省略することとなった。

本講習会の過半数を占めていた、特に資格を持っていない食品関係企業の方にとっては、「12日間のカリキュラム」の講習会は、関連知識の総合的な学習の場として有用であったと考えられ、指導士会からもその旨の意見を得ている。また有資格者の方にとっても、指導士資格の取得のためというよりも、カリキュラムに納得した上で、自身の勉強のため、もしくは所属企業の業務の一環として受講された方が多く、大手メーカーの指導士からは今回の日数短縮により単に資格取得が容易になるとの不満は出ていない。

但し、修了評価認定試験については、今まで合否判定が小論文の提出のみであったが、今後は講習日数の短縮により受講者の更なる自己学習が必要となるので、小論文の提出に加え、基礎知識の確認テストを行って資格取得の難易度を上げると共に、関連科学の進歩と社会の変化にあわせて講習内容の改革をはかる予定である。また養成講習会の受講料とは別途に、認定試験料と資格認定料

を設ける予定である。

3. 食品保健指導士に対する継続教育のためのフォローアップ研修会を企画する。養成講習会を修了した後の、より高度な健康食品に関する生命科学分野や時事トピックを内容とする1日研修会を開催する。また、指導士資格の更新制の諸条件等（5年毎・取得単位は20単位、単位取得のための研修会、講習会、学会等を細かく設定）を整備し、平成21年度の導入を検討する。一部の資格取得者に不利にならないよう配慮するとともに、指導士会の協力も得て支障が出ないよう準備する。
4. 食品保健の科学、法規、現場での実際論等、食品保健指導士を始めとするアドバイザースタッフに必要な総合的知識を体系的に網羅した「解説書」の企画、編集を行う。出版後、養成講習会での総合テキストとして活用する予定である。
5. 関連分野の大学、短大、専門学校との提携・協力の可能性を探る。関連大学等の主として卒後教育コースに、食品保健指導士養成講習会のカリキュラムを導入することを働きかけ、併せて食品保健指導士の認知度を高める。

各事業の実施予定は、次のとおりである。

#### 1. 食品保健指導士の養成に係る事業

##### (1) 食品保健指導士養成講習会の実施 … 2回実施

第23期 : 平成20年6月25日(水)～28日(土)開催(予定)

第24期 : 平成20年11月開催予定

##### (2) 修了評価認定試験の実施 … 2回実施

第13回試験 : 平成20年8月実施予定

第14回試験 : 平成21年1月実施予定

##### (3) 指導士フォローアップ研修会の実施 … 2回実施

第1回研修会 : 平成20年9月開催予定

第2回研修会 : 平成21年2月開催予定

##### (4) 教育研修委員会の開催

教育研修委員会は、食品保健指導士養成講習会の実施に関しての理事長の諮問機関として設置されている。現委員の任期は、平成19年11月～平成21年10月である。諮問事項は、①講習会の実施方策、②修了評価認定試験の実施と評価判定、③「食品保健指導士」の認定、④指導士資格の更新制導入等である。

平成20年度は、養成講習会の開催、修了評価認定試験の実施状況により、6月と12月に開催予定である。

##### (5) 「食品保健・総合解説書」の刊行

編集委員会の開催、内容構成の決定、分担著者に原稿執筆依頼、校正作業を経て、平成20年末に刊行予定。出版社は未定。

##### (6) 食品保健指導士養成講習会に係る広報活動

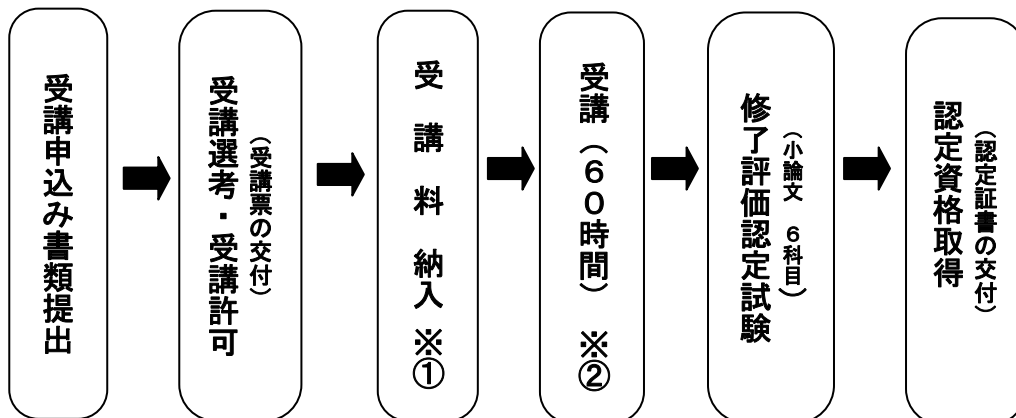
- ① 募集用ちらし・募集要項等の募集資料の送付。
- ② 当協会ホームページでの広報、案内。
- ③ 業界新聞、関係雑誌等での「食品保健指導士」に関する記事・講習会の案内掲載。
- ④ 指導士会・会員からの広報、指導士会ホームページでの広報活動。

#### 2. 食品保健指導士の活動支援に係る事業

- (1) 「指導士通信」を毎月発行し、健康食品関連の最新の情報を継続的に提供する。
- (2) 自治体等が主催する講習会、展示会等のイベントへ講師・説明指導要員として積極的に派遣する。
- (3) 当協会主催の研修会、勉強会等への積極的参加を奨励する。
- (4) 食品保健に関する講演会、学会、健康食品に関する展示会等のイベントの案内を行い、参加を奨励する。
- (5) 食品保健指導士会の活動（総会、幹事会、研修会開催、会報発行、ホームページ運営等）を積極的に支援する。

食品保健指導士養成講習会の流れ

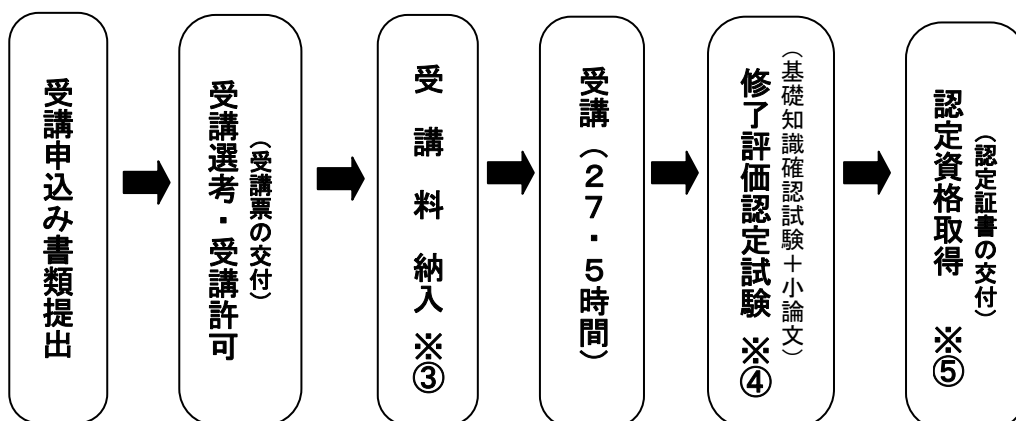
(現行)



※ ① 会員 168,000 円 一般 199,500 円

※ ② 60コマ+選択 4コマ

(新規)



※ ③ 会員 76,000 円 一般 92,000 円

※ ④ 基礎知識確認試験(100問)+小論文 6科目  
受験料 8,000 円

※ ⑤ 登録料・認定証発行手数料 2,100 円